

教育改革特区 新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設(第6次提案)

平成16年10月18日から11月17日まで実施した構造改革特区にかかる第6次提案の募集に対し、222の提案主体から286件の特区提案があった。杉並区からは「教育改革特区 新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設」を提案した。

1 提案内容

(1) 今回提案の特徴

地方独立行政法人に派遣する県費負担職員の身分取扱いの明確化、学校指定の明確化、公設民営についての考え方を整理した外は、第5次提案と同じ内容で提案した。

(2) 提案の概要

計画の名称	教育改革特区 新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設
特区構想の内容	<p>より自由な発想で開かれた学校運営を行い、教育改革を一層推進するため、地方独立行政法人が管理・運営する「新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設」を提案する。</p> <p>区が設置する公立学校を小中一貫校とする「新しいタイプの学校」は、理事会方式の運営や寄付金の提供などで、地域住民がより積極的に学校運営に関与することを可能とする。また、区教育委員会が派遣する県費負担教職員と、地方独立行政法人が独自に採用する教職員により、小中一貫の少人数教育を行う。</p> <p>現存する区立小・中学校のうち、敷地の隣接または近接するところを小中一貫校とする。当面は1校で、学区域は区内全域とし、初等部(小学校1年～4年)、中等部(小学校5年～中学校3年)の2部制による、9年間の一貫教育を行う。基礎となる学級は、生活指導を中心とした30人編制とする。</p> <p>学ぼうとする力、学ぶ力、学んだ力を学力と捉え、学力を身につけさせるため、基礎基本(読む力・書く力・計算力)の徹底、情報を取り扱う力など児童・生徒が将来社会人として自立していける資質、能力の育成を行い、社会に貢献する人、国際社会に通用する人を育て、公立校の教育改革の目標となる学校づくりを行う。</p>
規制の特例の内容	<p>(新しいタイプの学校の創設)</p> <p>公立小中一貫校の設置</p> <p>学校設置者以外の学校の管理・運営の容認</p> <p>公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する</p> <p>公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に設立団体の教育委員会が関与する</p> <p>公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外</p> <p>小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和</p> <p>学級編制及び教職員定数標準の緩和</p> <p>県費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与</p> <p>区教育委員会任命教職員の県費負担教職員人件費相当額の担保</p> <p>県費負担教職員の超過勤務手当及び旅費の市区町村からの支給</p> <p>特別負担金の徴収</p> <p>教科書採択権限の地方独立行政法人への委譲</p>

	公立小中学校の休業日の変更 地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする
--	---

(3) 提案結果(各省庁回答)

提 案 内 容	結 果
【文部科学省】 公立小中一貫校の設置	<p>提案の趣旨である、学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な運用については、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用により実現可能である。</p> <p>小学校と中学校の校長を併任させること等により、提案のような教育体制で教育を行うことは、現行制度においても可能である。</p>
学校設置者以外の学校の管理・運営の容認 公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する 公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に設立団体の教育委員会が関与する 公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外	<p>区が設置者となり、地方独立行政法人が教育の役務を提供するという提案は、学校の開設と学校教育の役務を分離することになり、学校教育法第2条及び第4条を空文化することになる。</p> <p>学校教育法の設置者の概念を変更し、さらに地方独立行政法人制度の中核たる中期目標・評価等を除外とし、業務がないのに法人格とその機関のみが存続する可能性をつくりだしてまで、地方独立行政法人との委託契約により区が設置者である学校の運営を行わせるとの制度設計を新たに設けることは、法制的な合理性に乏しいと考えられる。</p>
小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和	<p>小・中学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっており、これらの規定に関する弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。</p>
学級編制及び教職員定数標準の緩和 県費負担教職員（校長を含む）の任命権を区教育委員会に付与 区教育委員会任命教職員の県費負担教職員人件費相当額の担保 県費負担教職員の超過勤務手当及び旅費の市区町村からの支給	<p>公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合は、</p> <p>ア)地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保するしくみ <p>イ)教職員の身分の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員のサービスの取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係

	<p>ウ)教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育の無償性、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理 <p>について、提案趣旨を実現できるよう引き続き検討する。</p>
<p>公立学校における特別負担金の徴収の容認</p>	<p>義務教育の無償とは、授業料の不徴収のことであり、公立学校において、保護者の経済的状况によって受けられる授業に制約を受ける事態を生じさせることは、憲法の要請に反するものであるため、提案の実施は不可能である。</p> <p>教育委員会等が休日などに学校施設を活用して任意参加の実験教室等を主催し、学習機会を提供する際に実費を徴収することは可能である。</p>
<p>教科書採択権限の地方独立行政法人への委譲</p>	<p>教科書採択権のあり方についてのみ取り出して回答するのは困難であり、他の提案も含めて地方独立行政法人への公立学校管理委託の可否の検討全体の中で検討を進める必要がある。</p>
<p>公立小中学校の休業日の変更</p>	<p>学校週5日制の趣旨は、学校、家庭、地域がそれぞれの特色を發揮しながら協力して、社会全体で子どもを育てていこうとするものであり、土・日曜日を休業日とする規定の特例を設けることは、適当でない。</p> <p>就学指定が保護者の選択によることをもって、当該校において土曜日に、一律、授業することが、学校週5日制の趣旨に矛盾しないということとはできない。</p> <p>各自治体において、学校、家庭、地域が連携しながら、土・日曜日及び放課後に、希望する児童生徒に対して、多様な学習機会を得られる取組みを実施しているため、そうした取組みを進めてもらいたい。</p>
<p>地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする</p>	<p>税制のあり方のみを取り出した回答は困難であり、他の提案も含めて地方独立行政法人への公立学校管理委託の可否の検討全体の中で検討を進める必要がある。</p>
<p>【総務省】</p>	<p>本提案は、学校教育上の検討を要するものであり、その検討状況を踏まえて上で、地方独立行政法</p>

<p>公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する 公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際して設立団体の教育委員会が関与する 公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外</p>	<p>人制度と教育委員会制度との関係の整理等が必要であるため、現時点での回答は困難である。</p>
<p>【財務省】</p>	<p>構造改革特区推進のための基本方針において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象になり得ない。</p>
<p>地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする</p>	

以上の各省庁回答があり、構造改革特区としては認められるには至らなかったが、今後引続き、特区推進室及び関係省庁の検討状況をみながら、特区の活用について検討する。